
日本古代における律令規定と行政文書

——災害による租税免除をめぐる——

古尾谷知浩

〈名古屋大学〉

はじめに

日本古代史の研究には長い蓄積があり、史料に基づいてさまざまなことが解明されてきた。江戸時代以来研究の素材とされてきた史料には、主なものとして編纂史料・古記録・法制史料・古文書などがある。編纂史料・古記録は編年的な記録であり、奈良時代～平安時代初期のものとしては、六国史など律令国家が編纂した歴史書が、平安時代中期以降のものとしては、古記録すなわち貴族の日記が挙げられ、歴史の推移をたどることができる。法制史料には、律（刑罰に関する法典）・令（行政に関する法典）・律令注釈書・格（単行法令）・式（施行細則）などがあり、国制の解明に寄与してきた。古文書としては、奈良時代の代表的古文書群の正倉院文書が残されている。8世紀の一次史料がまとまって伝来しているということは希有なことであり、律令官僚機構の運営の実態を明らかにする上で、重要な史料となっている。

このうち、法制史料は国家の研究に欠かせないものである。天皇を中心とする集権国家である日本古代国家は、律令法に基づいて運営されていた。このため、その国制を律令制と称することがある。律令法は、中国唐から継受したものである。日本古代の支配層は、中国法を解釈し、日本に適用すべく独自の律令を制定してきた。天智天皇7年（即位元年、668）に制定されたとされる近江令の存否には議論があるが、その後の律令法は、持統3年（698）制定の飛鳥浄御原令、大宝元年（701）制定施行の大宝律令、養老2年（718）制定・天平宝字元年（757）施行の養老律令と段階を追って整備された。このうち、大宝律令は唐の永徽律令（651年制定）を継授したものである。律令法は、格（『類聚三代格』などの形で伝わる）による変更、式（9世紀初頭に編纂された『延喜式』などが伝存）による具体化がなされ、これら総体として律令制が機能していたのである。

また、令については、多数の注釈書が作られた。官撰の注釈書は『令義解』（天長10年〈823〉奏上、承和元年〈834〉施行）として編纂され、8世紀から9世紀前半に至るまでに作られた私撰注釈書は『令集解』（9世紀中頃貞観年間成立）にまとめられ、大部分が現在に伝えられている。

日本の令は、唐令を継受したものであるから、これらを比較研究することは重要な課題である。これまで、両者の相違点から日本固有の特徴を見いだす研究が蓄積されてきた。中国の制度と日本の制度の比較研究という視点は、18世紀の伊藤東涯『制度通』（享保9年〈1724〉）にもみられるが、近代歴史学や法制史学を踏まえた唐令継受の研究は、20世紀初頭から本格化し、現在も継続されている。しかし、唐令は散逸してしまったため、比較研究をする前提として、唐令の復原を行わなければならない。その重要な成果が、1933年の仁井田陞『唐令拾遺』¹、1997年の仁井田陞・池田温『唐令拾遺補』²である。

1 仁井田陞編『唐令拾遺』（東京大学出版会、1933年）

2 仁井田陞・池田温編『唐令拾遺補』（東京大学出版会、1997年）

『唐令拾遺補』の刊行により、唐令復原研究は到達点を迎えたかにみえたが、20世紀末に急展開をすることになる。それまで期待できなかった中国の令そのものが発見されたのである。それは、1999年に中国の元私設図書館である天一閣で発見された宋代の天聖令（天聖7年〈1029〉制定）である。

天聖令の各編目は二つの部分に分かれている。前半には「右並因_レ旧文_一、以_レ新制_一參定」とあり、これは宋代の有効法を取めた部分である。後半には「右令不_レ行」とあり、これは宋代に無効とされた唐開元25年(737)令にあたる。すなわち、後半部分により、開元25年(737)令そのものを知ることができ、前半部分からも、所定の手続を踏めば、唐令を復原することができるようになったのである。この天聖令は、唐令の復原、中国・日本の国制の解明にとって重要な史料であり、研究は新しい段階に入ることになった³。

一方、律令国家が法に基づいて行政を行う過程で生成した行政文書は、一次史料であるところの正倉院文書のなかに多数含まれている。地方行政機構である国から中央政府に提出されたものが多く、旧来の研究の中心はこれであった。しかし、こうした公文書は、紙背を造東大寺司写経所などで再利用したために残ったものである。1980年代以来、紙背文書および造東大寺司の研究が進展し、一次利用面である行政文書の研究にも寄与することとなった。

さらに、新しい動向として、考古学的発掘調査により、文字を記した資料が出土し、新しい史料が獲得されたことが挙げられる。出土文字資料の代表的なものには、木簡(木の札に文字を記したもの)・墨書土器(土器などに文字を記したもの)・漆紙文書(不要になった反古文書を漆容器蓋紙として再利用した結果、付着した漆の保護作用により土中でも腐らずに残存したもの)などがある。

このうち、木簡は、1960年代以来体系的な研究が進み、1990年代以降、特に研究が深化し、古代史の解明に大きな役割を果たしている。

また、漆紙文書は1970年代から出土が知られるようになったものであり、平川南により精力的に調査研究が進められた⁴。当初は東日本出土資料の研究が中心であったが、1995年以来、都城・西日本出土資料の検討が進んだ⁵。さらに近年は、全国規模での史料集成がなされ⁶、研究は新しい段階に入った。

こうした新たな研究状況の下で、改めて法制史料と行政文書との関係を考察する必要性が生じている。この課題について、すでに、戸籍・計帳を題材にして国家による民衆把握の問題を検討している⁷が、本稿では、自然災害による田地の損害の把握、および、それに基づく租税の免除に関わる律令規定と、その運用の中で生まれた行政文書を題材として、同じ課題について考えてみたい。

1. 災害による租税免除に関わる律令規定

1.1 養老賦役令水旱条とその関連法

この問題に関わる令の条文は、賦役令水旱条である⁸。この条文は、大宝令で制定されたと推定されるので⁹、本来は大宝令から議論を始めるべきであるが、史料として残存しているのは、『令義解』『令集解』に引

3 天一閣博物館・中国社会科学院歴史研究所天聖令整理課題組考證『天一閣藏明鈔本天聖令考證附唐令復原研究』（中華書局、2006年）、天津透「北宋天聖令の公刊とその意義」（『東方学』114、2007年）、同編『日唐律令比較研究の新段階』（山川出版社、2008年）

4 平川南『漆紙文書の研究』（吉川弘文館、1989年）

5 渡辺晃宏・古尾谷知浩編『平城京漆紙文書1』（奈良文化財研究所、2005年）

6 古尾谷知浩『漆工房と漆紙文書・木簡の研究』（平成16年度～平成18年度科学研究費補助金〈若手研究(A) 研究代表者：古尾谷知浩、課題番号16682001〉研究成果報告書、2006年）

7 古尾谷知浩「日本古代の籍帳類にみる死亡人」（『HERSETEC』2-2、2008年）

8 この条文を含む賦役令についての総合的研究は、天津透「律令收取制度の特質」（『律令国家支配構造の研究』岩波書店、1993年、初発表1989年）を参照。

9 寺崎保広「賦役令水旱条の成立」（『歴史』57、1981年）

用された養老令である。

養老賦役令9条水旱条（便宜的に改行）

凡田、有_レ水旱虫霜、不熟之處、国司檢_レ実、具録申_レ官。

十分損_二五分_一以上、免_レ租。損_二七分_一、免_レ租調。損_二八分_一以上、課役俱免。

若桑麻損_二尽_一者、各免_レ調。其已役已輸者、聽_レ折_二来_一年。

大宝賦役令水旱条は、寺崎保広などによる復原研究¹⁰を踏まえ、『唐令拾遺補』で、次のように復原されている（○は『令集解』古記、大宝令施行期間に制定された格に引用された令文などにより大宝令に同一文字が存在したと推定できる部分。―は大宝令に同一内容の文言が存在したと推定できる部分。[]は大宝令にあり、養老令にはない文字）。

凡田、有_レ水旱虫霜、不熟之處、国司檢_レ実、具録申_レ官。

[依_レ戸作]十分損五分以上、免_レ租。損七分、免_レ租調。損八分以上、課役俱免。

若桑麻損_二尽_一者、各免_レ調。其已役已輸者、聽_レ折_二来_一年。

この条文は、田地の損害を、地方行政機構の国が中央政府に報告し、損害率に応じて、租や調庸を免除する規定である。大宝令残存部は、ほぼ養老令と同一であるが、損害率の算定基準が「依_レ戸作_二十分_一」とある点が相違する。後述のように、「依_レ戸」の文言は唐令にもなく、損害算定が個々の田主単位ではなく戸単位になっているのが大宝令の特徴である。

しかし、実際には、租税免除は別の原理によって行われていた。それは国単位の田租免除方式である「不三得七法」である¹¹。これは、『令集解』賦役令水旱条所引養老8年（＝神亀元年、724）格に、

租者、全以_二七分_一已上、為_レ定。不_レ得_レ以_二六分_一大半。

とみえるものである。その後、延暦16年(797)・19年・21年に一時的に改正され、人別、戸別の免除法が行われたが¹²、大同元年(806)12月2日太政官符¹³に、「取租之法、復依_二不三得七之旧例_一。」とあって、この時もとの不三得七法に戻され、『延喜式』主税上で、次のように定着した。

- 10 寺崎保広「賦役令水旱条の成立」（前掲註9）、同「賦役令水旱条に関する二・三の問題」（『国史談話会雑誌』23、1982年）
- 11 菊地康明「不三得七法について」（『書陵部紀要』10、1958年）、小市和雄「律令国家の田租政策」（『民衆史研究』15、1977年）、大津透「律令收取制度の特質」（前掲註8）
- 12 『類聚国史』83 正税、延暦16年(797)6月庚申条には、国別の不三得七法では、豊作の場合に国司が全額を徴収し、7分しか納官せず差額で私腹を肥やすため、「自今以後、取租之法、宜_レ計_二人別所_一營町段、仍作_二十分_一、取_レ八免_レ二、其八分之内、計_二損四分_一、若合_レ門被_レ害、産業全亡、如此之類、具録言_上。」とある。つまり、人別に耕作地面積を通計し、2分は常に免除し、残りの8分について損害を算定し、4分以上の損害については言上すべきこととした。
- また、『類聚国史』83 正税、延暦19年(800)4月乙酉条では、美濃国が常に収穫が7分しか見込めない地があり、人別不二得八では苛酷であると言上したのに対し、太政官から、この件は美濃国に限らないので、全国について「伏望、改_二新制_一而取_レ七、依_二旧法_一而免_レ三、其不_レ用_二通計_一、一依_二新制_一。」と奏言し、勅許された。つまり、新制を改めて旧法通り3分を免除し7割を徴収するが、(国内で)通計せず、新制の通り(人別)とすることとなった。
- さらに、『類聚三代格』15、損田并地子事、弘仁7年(816)11月4日太政官符所引、延暦21年(802)7月15日太政官符は、「須_レ天下田租戸別立_レ率、常免_二二分_一、令_レ輸_二八分_一。」、つまり、常に戸別に2分を免除した上で、戸別に損害を算定し、損7分以上(租調免除)の戸数を国の等級に応じて制限し、損5分以上の戸(租は全免)は、損7分以上の戸と通計して国単位で3割以下とし、結果として国全体で7分以上の租の収納を目指すものである。
- 以上、延暦16・19・21年格を通覧したが、いずれも国司が不正を行う余地を狭くし、田租7割を確保しようとするのが目的であったと評価されている(小市前掲註11論文、大津前掲註8論文)。ただし、小市はほとんど論及しないが、国別不三得七法と異なり、いずれも免除の単位が人別あるいは戸別となっていることが指摘できる。
- 13 『類聚三代格』15 弘仁7年(816)11月4日太政官符「応_レ令依法処分損田事」所引大同元年(806)12月2日太政官符（『令集解』賦役令水旱条、『政事要略』60所引同太政官符も参照）

凡勘_レ租帳_一者、皆拋_レ当年帳_一。即通_レ計国内_一、十分以得_レ七分已上_一、為_レ定。

この不三得七法は、人別・戸別ではなく、国単位で、7割の租を確保することを目的とした制度で、この制により、国司による租税徴収請負の性格が強まった。不三得七法により、個別人身的な規定は、少なくとも中央政府と諸国との間では、実質的に意味がなくなったのである。

また、賦役令水旱条を実行に移そうとした場合、賃租（1年契約の土地の貸借）関係を含め、実際の耕作者などを把握する必要がある。これを中央政府に報告する文書が青苗簿である。これは靈龜3年(717=養老元)5月11日勅により制定されたと考えられ¹⁴、同年5月辛酉(22日)に、後述する、田地の損害状況と租の免除・徴収について中央政府に報告する輸租帳などと同時に、その様式が諸国に頒下された¹⁵。青苗簿と輸租帳の両者により、田地の実際の耕作者を把握した上で、損害を認定し、租を徴収するという一連の事務手続を行うことが企図されたのである。しかし、この文書は実効性がないと考えられている¹⁶。弘仁10年(819)、承和9年(842)には、国司が青苗簿の作成を怠っていることが問題とされ、作成進上が励行されるが効果なく¹⁷、承和12年には損害のあった年だけ進上することが命ぜられるに至った¹⁸。つまり、田地経営の実態が中央政府に報告されてこない以上、人別・戸別の賦役令水旱条や、延暦16・19・21年格は、そのままでは機能しなかった。

次に、以上のような日本における賦役令水旱条の位置づけを検討するために、唐令と比較することにした。

1.2 日唐の比較

日本の賦役令水旱条の手本となった唐令の条文は次のものである。

宋天聖賦役令不行唐令8条(唐開元25年令<737>に相当)

諸田、有水旱虫霜、不熟之処、拋見營之田、州県検実、具帳申省。

十分損四以上、免租。損六、免租調。損七以上、課役俱免。

若桑麻損尽者、各免調。其已役已輸者、聽折来年。

經雨〔^{雨カ}年脱カ〕後、不在折限。

其応損免者、兼〔唐令は通カ〕計麦田、為分数。

『唐令拾遺』『唐令拾遺補』の成果によれば、『唐会要』83、『旧唐書』48、『冊府元龜』487、『文献通考』2などから復原される唐武徳7年令(624)は、

水旱虫霜、為災、

十分損四已上、免租。損六已上、免租調。損七已上、課役俱免。

となっており、唐開元7年令(719)に基づく『唐六典』3の文は、

凡水旱虫霜、為災害、

則有分数、十分損四已上、免租。損六已上、免租調。損七已上、課役俱免。

若桑麻損尽者、各免調。若已役已輸者、聽免其来年。

14 『類聚三代格』15 靈龜3年(717=養老元)5月11日勅

15 『続日本紀』養老元年5月辛酉条

16 林陸朗「青苗簿について」(『日本歴史』272、1971年)、大津透「律令收取制度の特質」(前掲註8)

17 『類聚三代格』12 承和9年(842)6月9日太政官符

18 『類聚三代格』12 承和12年9月10日太政官符

となっている。日本大宝令の元になった唐永徽令の逸文は残っていないが、武徳7年令に同様の規定が存在することからみて、対応する条文が存在したことは確実である。ただし、『唐会要』『唐六典』などの文が武徳7年令、開元7年令の条文そのままかどうかは確言できない。例えば、開元25年令にある「州県検実、具帳申省」の部分は逸文が存在しないが、日本大宝・養老令に対応する文言があるので、唐永徽令にも存在したはずである。

さて、宋天聖賦役令不行唐令8条（唐開元25年令）と日本大宝・養老令を比較すると、免除条件となる損害の率が異なる点を除けば、ほぼ同じ構造をもっていることがわかる。末尾の免除の期限、麦田の規定が養老令に存在しない点は相違するが、この部分は唐武徳7年令、唐開元7年令に存在した根拠がないので、永徽令に存在したものを日本大宝令または養老令で削除したのか、唐永徽令自体に存在しなかったのかは確言できない。

しかし、子細にみると、宋天聖賦役令不行唐令8条（唐開元25年令）では「抛見営之田」とあり、実際に耕作されている見営田が基準となっていること、大宝令では「依戸作十分」とあり戸ごとに損害を算定し、租税を免除することになっていたことが注意される。前者については、「抛見営之田」の文言が武徳7年令、開元7年令では復原できていないので、永徽令に存在したかどうかは確定できないが、後者の「依戸」の部分は、大宝令以外にはみえず、日本独自の改変であることがわかる。

損害の算定が戸単位であることについては、すでに天聖令が発見される前から、『唐令拾遺』などによる唐令復原研究に基づいて検討がなされている。大津透は、日本では唐と異なり、耕作状況や損害について個别人身的把握は不可能で、戸単位でなければ把握できなかったことが背景にあったとする¹⁹。大宝令制定時点で、民衆一人一人を掌握できなかったことについては、後述するように従うべきである。また、大宝令制定者が、唐令を見て、唐では個别人身的に損害を調査することが前提となっていたと解釈し、日本ではそれが不可能であると判断して、戸単位の把握方式に書き改めた可能性は確かにある。

しかし、後に大津自身論ずるように、唐でも現実には個别人身支配は貫徹していなかった²⁰。また、唐の田地経営においても戸の単位が重要であったという指摘もある²¹。そこで、日唐の差異の背景は別の面からも再検討する必要がある。

このことを考えるために、周知のことに属するが、唐の均田制と日本の班田收受法の違い、両者の租税制の違いを整理しておきたい²²。

中国の均田制は北魏に始まる。当初は男女ともに田地を支給されたが、隋唐の均田制では女性に対する給田は廃止され、給田は、成人男子に支給される永業田、口分田から成り立っていた。その規定面積は現実に耕作できる面積より広く、占有程度額を示していた。そのため、新規開墾分は限度内に吸収して把握することが可能なしくみであった。

これに対し、日本の大宝・養老令では、額は少ないものの女性に対する口分田支給規定が存在する。その一方で、永業田は継受しなかった。口分田班給額は実際に支給する目標額であり、既墾地のみを把握して実際にこれを支給しようとする制度であった。一方、このため、未墾地、新規開墾田を把握するしくみは取り入れられないことになった。これが可能になったのは、後述のように、8世紀中頃に条里制・田図の制度が整備され、墾田永年私財法が制定されるのを待たなければならない。

一方、租税制の中核をなす租調庸についてみると、唐令では、全て賦役令に規定されており、成人男子に

19 大津透「律令收取制度の特質」（前掲註8）

20 大津透「律令的人民支配の特質」（『日唐律令制の財政構造』岩波書店、2006年、初発表2003年）

21 三谷芳幸「律令国家と校班田」（『史学雑誌』118-3、2009年）

22 吉田孝「墾田永年私財法の基礎的研究」（『律令国家と古代の社会』岩波書店、1983年、初発表1967年）

対して賦課される人頭税としての性格を持っていた。これに対し、日本の大宝・養老令では、租は調庸と異なり田令に規定され、田地の面積に対して賦課されるものであった。すなわち、女性は調庸は徴収されないが、口分田を受けていれば面積に応じて租は徴収されることになる。

これを踏まえて日本大宝賦役令水旱条で「依戸作十分」とあって戸が単位となっていたことの意味を検討したい。唐令では、田の支給を受ける者と、損害があった場合に租調庸の免除を受ける者が男性に限られ、ほぼ一致する。これに対し、大宝令では、女性にも口分田が支給されており、これに損害があった場合、租の免除には意味があるが、調庸の免除は女性に納税義務がない以上、意味がない。そこで、戸を単位として、戸内男女の口分田を通計して損害の率を算定し、租のみならず成人男子にのみ賦課される調庸も免除するように規定したのである。

養老令でも口分田被給者と調庸納入者とのずれはそのまま存在するが、大宝令にあった「依戸」は削除している。これは、個别人身支配が唐と同様に浸透したからではなく、不三得七法により、戸別の免除を中央政府に報告する意味が実質的にはなくなったため、形式的に唐令に合わせた可能性が高い。

なお、唐令で「見営之田」が損率計算の基準であったのに（仮に永徽令でもこの文言があったとして）、日本ではその文言がないことについて付言しておく。唐の場合、占有限度額である永業田・口分田の面積は、全て開墾されているとは限らない。そのため、損率の基準を実際に耕作されている田に限定する必要がある。これに対し、日本の場合、口分田は、建前上、実際に耕作すべき所定額を支給することが目標とされていた。このため、法文上は口分田と見営田を区別する必要がなかったのであろう。

2. 災害による租税免除に関わる行政文書

2.1 正倉院文書

前章では、唐令と比較しながら、日本大宝賦役令水旱条では、文言上、損害の把握が戸単位とされ、個々の田主についての把握が目指されていなかったこと、運用上でも、中央政府は実際の耕作者や個々の損害状況を把握することを放棄し、一定率の租税が確保できれば良しとし、実質的な支配は国司に委ねられていたことなどを指摘した。それでは、支配を委ねられた国司は、実際の農民や田地と対峙したとき、どのようにこれを把握したのであろうか。以下、行政文書を題材にこの問題を検討する。

賦役令水旱条を現実に運用する中で生成した行政文書として、正倉院文書の中では、天平12年(740)「遠江国浜名郡輸租帳」²³がある。これは、戸主ごとに当該の戸の口分田面積合計額、損害のあった田地の面積、損害の理由、損害の率を列記し、これを郷ごとに合計し、郡全体で総計したものである。これに基づいて租の徴収・免除が行われることになっていた。戸主ごとに列記した部分の一例（新居郷の冒頭の戸）を挙げよう。

戸主語部荒馬田玖段壹伯貳拾歩 伍段貳伯壹拾陸歩遭風損六分

この書式は、『延喜式』主税下にある「租帳」書式規定の末尾にある「損戸交名部」（損害のあった戸の一覧記載）の書式に対応している（『延喜式』では封戸と一般の戸を区別するが、遠江国浜名郡の場合、現存部は一般の戸に限られる）。

若干町不輸

某郡某郷戸主姓名 若干町遭澇水
損五分以上 封

23 正倉院古文書正集16、『大日本古文書』編年文書巻2、258頁～271頁

若干町半輸

某郡某郷戸主姓名 若干段遭旱
損四分以下 官

この浜名郡輸租帳を見ると、帳簿上でも戸単位までしか把握していないことがわかる。それだけでなく、数値に操作がなされた形跡がある。口分田面積と損田面積の比が端数なく損害率と合致している点、面積の歩単位の数字がすべて24歩の整数倍になっており、徴収すべき租の額が把単位で整数値になるように調整されている点など、国が帳簿上のつじつま合わせをして中央政府に報告していたことが指摘されている²⁴。

すなわち、当該の輸租帳は、国司が田地を調査して把握した損害の実態が反映されたものではなく、国と中央政府との関係において意味があった行政文書である。

一方、国以下の行政機構の末端が、農民と対峙する場面で、どのような損田の把握が行われていたのか（逆に言えば、どのように田地一筆ごとの収穫の程度を把握して、租税を徴収したのか）という実態は、こうした文書からは不明である。

奈良時代の国司による収穫状況調査は、天平期正税帳の国司の部内巡行の支出項目をみると、「薩麻国正税帳」に「檢校伯姓損田」²⁵、「豊後国正税帳」に「檢田熟不」²⁶、「周防国正税帳」に「檢田得不」²⁷などが計上されており、国司が国内を巡って田地の収穫、損害を調査していたことは判明する²⁸。しかし、その実態は不明である。そこで、出土文字資料を手がかりにしてこの問題を検討したい。

2.2 出土文字資料

漆紙文書の中で損田の把握に関わる文書は2点ある。一つは、8世紀の都城遺跡である平城宮跡から出土した第56号漆紙文書²⁹である。

奈良県平城宮跡出土漆紙文書第56号

×□十二

×^(伍)□拾參歩 ×
得一町一段百八十

×段伯廿參歩 損二
得九段

×□拾肆歩 損三
得二段二百五十二

×拾伍歩 損二
得一町五段□^(一)

× 損二
×

この文書は、田地面積の合計額の下に損害の率と収穫のあった田地の面積を割書で記している。得田面積を基準とすることなど、輸租帳と相違点もあり、口分田に関わるものかどうか、租の徴収に関わるものかど

24 虎尾俊哉「天平一二年遠江国浜名郡輸租帳」（『班田收受法の研究』吉川弘文館、1961年、初発表1958年）。なお、浜名郡では田租の収納率が52.8%であるが、小市和雄は遠江国全体で通計して70%になったと推定する（小市前掲註11論文）。つまり、不三得七法に合うように数字が操作されていたということになる。

25 天平8年(736)「薩麻国正税帳」、正倉院古文書正集43、『大日本古文書』編年文書巻2、14頁、目らによる2日間・医師らによる5日間の調査

26 天平9年(737)「豊後国正税帳」、同正集42、『同』巻2、43頁、史生らによる2日間の調査

27 天平10年(738)「周防国正税帳」、同正集35、『同』巻2、136頁、掾・史生らによる27日間にわたる調査

28 森田梯「古代の檢田についての小考」（『北陸史学』24、1975年）

29 造酒司推定地南 SD11600溝出土、奈良国立文化財研究所第259次調査、渡辺晃宏・古尾谷知浩編『平城京漆紙文書1』（前掲註5）

うか、確言できない。しかし、損田を管理する点では同じであり、その観点からの比較は可能である。

数字を検討すると、例えば3・4行目などでは田積合計額に(1-損率)を乗じた場合、端数が得田積と合致しておらず、少なくとも遠江国浜名郡輸租帳と同様の操作は行われていない。従って、より実態を反映している可能性はある。ただ、得田面積は36歩の整数倍となっており、何らかの操作が行われていたことも確かである。いずれにしても、これは都城遺跡から出土したものであって、国から中央政府に報告した文書であり、行政の末端の実態はこの文書からは明らかにできない。

もう一点は、茨城県鹿の子C遺跡出土第27号漆紙文書³⁰である。

茨城県鹿の子C遺跡出土漆紙文書第27号-1

	□□里十六田西北角五段
	神前里廿五□依田西四段「不」
	、二酒田東六段「不一段」
	関里二野依田 ^(五カ) □段二百歩
×歩「不□□歩」	、十五石田北三百歩
×「 ^(不カ) □二百歩」	、十八田東六段「不一段」
×「不一段」	、廿田東二段「不二段」
×田中四段百卅歩「不一段」	、廿三田西四段「不一段」
×池 ^(後カ) □田一段二百卅歩「 ^(ママ) 不二段」	、 ^{二百} 迫里卅五田西三段卅三歩
×谷俣田東百歩	、真野里二下深田中六十歩
×一段百 ^卅 歩「不 ^卅 百歩」	、真野十二田南一段
	、十四田東南角二百歩
	、中曾祢里廿四道田西北角二段
	、廿三田西一段六十歩
× ^(六カ) 段□十歩	、十五田一町
×北二百卅歩	、二次里 [〃] 外谷竟田一段百廿歩
□ ^(依カ) 迫田三百七十歩	、七田東北角六十歩
	、卅六家中田北一段
	、□里十二池 ^(後カ) □田北一段

茨城県鹿の子C遺跡出土漆紙文書第27号-2

□^(片カ)山里廿竹依^(田カ)□×
 嶋田里七南里外×
 戸主雀マ広足作田
 槻生里卅六野依田七段廿歩
 十一葦原田西五段
 十五岡田里九段百歩
 西相尼里十九草^(期カ)□田西六段八歩

30 (財)茨城県教育財団『常磐自動車道関係埋蔵文化財発掘調査報告書5 鹿の子C遺跡』1983年

河曲郷トマ刀良作田真野里十六田四段×
 八田北六段 十五×
 五田一段百五十歩

鹿の子C遺跡は、常陸国府に関連する工房遺跡であり、8世紀末、延暦年間を中心とする文書が出土している。27号文書について、報告書の記載に基づき、判明することを整理しておく。

各行においては、田地一筆ごとに条里坪付（条里制に基づく位置表示）による所在、坪内での位置、田地の面積を列記している。さらに「不〇段」などの追記があり、収穫の得られなかった面積について後から書き入れていることがわかる。これらの田地の記載は、「戸主雀マ広足作田」「河曲郷トマ刀良作田」などと耕作者を単位にまとめられている。同じ郷内であれば、単に「戸主」とし、別郷の者が耕作している場合には郷名を記していると考えられる。郷名のみを注記していることからすれば、郡は同一である可能性が高い。つまり、郡単位に作成された帳簿ということになる。

さて、この文書は、口分田など輸租田に関する帳簿か、公田など地子田に関する帳簿かはわからず、特定の所領かどうかなども不明である。また、郡レベルで作成された帳簿か、国レベルで作成された帳簿かも確定できない。しかし、鹿の子C遺跡出土の他の文書を総合的に考えれば、この文書自体が国に上申されたかどうかに関わらず、中身の情報自体は国に報告されるべきものとみてよい。つまり最終的には国司が把握すべき内容である。

以上述べた中で重要なことは、田の種類が何であるにせよ、国司が、(一)田地一筆ごとに条里坪付を把握している点、(二)耕作者を把握している点、(三)田地一筆ごとに損害状況を把握している点、の3点にまとめられよう。

ここで国による田地の把握方式を概観した上で、当該文書の位置づけを考えたい。律令国家による田地把握に関する文書には田籍と田図がある³¹。田籍は、一般に戸ごとにその戸に属する口分田を書き上げたもの（職田・墾田などの場合は田主ごと）である。これは、田主ごとに支給された既墾地のみを把握できるものである。これに対し、田図は、田の所在地に即して、条里方眼の図に田主や面積などを書き入れたものである。この形だと、未墾地を図上で把握することができ、それが新規に開墾されれば、直ちに記入し、他との競合関係を整理して管理することが可能であった。つまり墾田の増加に対応可能な把握方法ということになる。

田図の制度が整備されたのは8世紀中頃であった。後世まで参照される田図のうち、最も古いものは天平14年(742)である。これを前提に翌天平15年に墾田永年私財法が制定され、それまで国家が把握できなかった墾田の領有を公的に認定し、租を徴収する体制が成立した³²。

また、田図作成の基礎となる条里制が整備されたのも同じ頃であった。金田章裕が指摘するように、「条里地割の一町四方の坪を縦・横六つずつ合わせた正方形の区画を里とし、その内部に坪並を付して表示する条里の呼称法が導入され、条里プランが完成したのは8世紀中頃」である³³。

つまり、条里制、田図により律令国家による土地の支配が強化されたのは8世紀半ばであり、8世紀初頭段階では、そうした支配体制は整備されていないということになる。

以上を踏まえて8世紀後半に作成された鹿の子C遺跡27号文書の位置づけを検討したい。先に重要な点として挙げたことからのうち、(一)条里坪付により田地を把握している点は、8世紀半ばに条里呼称法が整

31 鎌田元一「律令制的土地制度と田籍・田図」(『律令公民制の研究』塙書房、2001年、初発表1996年)

32 吉田孝「墾田永年私財法の基礎的研究」(前掲註22)

33 金田章裕『条里と村落の歴史地理学研究』(大明堂、1985年)

備されたことを前提としてできたことである。また、(二)耕作者を把握しているという点も、8世紀半ばに国家による土地の掌握が強化されて初めて可能になったことである。8世紀初頭の大宝令制定段階では戸ごとに管理することしか目指されておらず、実際の耕作者を把握することを前提としていなかったのである。

ところで、(一)(二)を前提として(三)損田の調査が行われているが、これはどのようになされたのであろうか。まず、基礎となった文書は田籍か田図かという問題を検討する。現地に下向し、所在地に即して収穫を調査するなら、田主ごとの田籍よりも所在地ごとに整理されている田図の方が合理的である。これは、10世紀前半に田地の収穫状況を調査した見管使が国図に準拠していた³⁴ことと符合する。

ただし、当該漆紙文書は耕作者ごとに整理された帳簿である。従って、現地で直接損害状況を書き入れたものではなく、田図に基づいて損害を調査した結果を、耕作者ごとに田地を書き上げた帳簿に転記したものである。損田積は、歩単位の端数が記されていない場合が多く、現実に損害のあった面積をそのまま反映しているかどうかは疑問であるが、(少なくとも名義上の)耕作者と対峙する場面で、国司の側で損害を認定していたことは確かである。

前述の如く、8世紀末から9世紀初頭にかけては、不三得七法の改正が繰り返された時期にあたる³⁵。当該文書作成時点における中央政府と国との間での損田率と免除の関係がどうであったかは不明である。しかし、その如何に関わらず、この文書は、国司への請負が進行し、中央政府が個別人身把握を放棄しつつある状況下で³⁶、国郡の行政機構の末端では、田地一筆ごとの耕作者の把握、損田の調査が行われ、支配が深化していったことを示している。逆に言えば、8世紀前半の不三得七法制定時では行うことができなかった国司による田地・耕作者・損害の把握が、8世紀末には可能になっていたということを前提にして、人別あるいは戸別に免除を行う延暦16・19・21年格が制定されたと考えられる。ただし、国司が農民・田地と対峙する場では、田地・耕作者・損害の把握が行われていたとしても、中央政府と国司の間では青苗簿作成が行われなかったため、中央政府は実態を把握できず、国司が7割の租を納入することを請負う形の不三得七法に戻される結果となったのである³⁷。

その後、10世紀後半に国の検田が強化される。その中で、国の検田使が現地に下向して作成した帳簿が馬上帳である。馬上帳とは、見作田の所在・坪付・面積・損田積・得田積・耕作者名を記した文書である³⁸。こうした制度の歴史的な前提として、鹿の子C遺跡27号文書を位置づけることができる。

34 西山良平「律令制社会の変容」(『講座日本歴史』2、東京大学出版会、1984年)、佐藤泰弘「国の検田」(『日本中世の黎明』京都大学出版会、2001年、初発表1992年)

35 前掲註12を参照。

36 中央政府が田地の損害を把握するため、国司が報告する文書として、本稿で扱った輸租帳のほか、不堪佃田帳・損田帳が『延喜式』主税下に規定されている。また、不堪佃田・損田について国司の報告に不正がないかどうかを監察するために中央から派遣される使者として、不堪佃田使・損田使がある。不堪佃田使・損田使は10世紀半ばまで存続したと推定されている(有富純也「九・十世紀の不堪佃田・損田と律令官人給与制」『日本古代国家と支配理念』東京大学出版会、2009年)。しかし、不堪佃田帳、損田帳は一国単位の統計文書であり、不堪佃田使・損田使も人別、戸別の把握まで行ったわけではなからう。不堪佃田使・損田使も中央政府と国司の間でのみ意味を持った制度と評価できる。

37 同様に、弘仁10年(819)に青苗簿作成が励行されるが、その背景にも国司が田地一筆ごとに耕作者を把握できるようになったことが挙げられよう。一応、作成可能な条件は整っていると判断されたのである。しかし、不三得七法施行下では中央政府と国司の間では実質的には不要であったため、まもなく骨抜きとされたのであろう。そもそも、実際の耕作者の把握(青苗簿)と戸別の損害認定・田租免除は、一連の事務手続として遂行されるべきものであったのに、延暦年間における不三得七法から人別・戸別免除への改正と、弘仁10年の青苗簿作成の励行が20年前後ずれていること自体、実効性がないことを物語っている。

38 戸田芳実「国衙領の名と在家について」(『日本領主制成立史の研究』岩波書店、1967年、初発表1958年)、佐藤泰弘「国の検田」(前掲註34)

おわりに

以上、損田の処理を題材に、中国の律令法を継受して制定された日本律令・その改正法・細則・注釈書といった法制史料と、法令を運用する中で中央政府に上申された公文書・その前提として行政機構の末端が支配対象と対峙する中で生まれた文書の布置構造を示した。このことにより、中国に由来する律令法が、日本でどのように解釈され、現実の日本社会をどのように規制し、また逆に、日本の社会に規制されてどのように運用・改正されたか、といった問題の一端を明らかにできたと考える。

こうした研究は日本古代史研究の中で100年以上続けられてきたことであるが、天聖令研究の深化、出土文字資料の発見により、さらに豊かなものになることが期待される。